様式第6号（第20条関係）

出雲市老老介護生活支援サービス利用券支給停止通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで決定しました老老介護生活支援サービス利用券の支給について、下記のとおり支給を停止しますので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯主 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 性別 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 | 要介護度 |
| 氏名 |  |  |
| 住所 | 出雲市 |
| 支給決定番号 | 第　　号 | 支給決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 世帯状況 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 性別 | 要介護度 |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
| 支給停止決定日 | 年　　月　　日 | 最終支給日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 支給停止の理由 |  |
| 〔教示〕１　支給停止決定日の翌月以降に支給予定の利用券について支給を停止します。２　支給停止決定日以前に支給された利用券については、使用することができます。３　利用券の支給の継続を希望される場合には、出雲市役所高齢者福祉課にお申し出ください。４　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。５　この処分については、上記４の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。６　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |